



進路用証明写真撮影 ～希望進路実現への最初の1 歩～

11/10(月)…1・2 組 11(火)…3・4 組

『進路写真』を撮影します。普段のスナップ写真撮影とは、何が違うのでしょうか？

進路用写真は、高校などへの**入学願書に使われる写真**です。受験先の先生方に対して、受験生のことについて知ってもらい最初のチャンスと言えます。

進路用写真は**証明写真**としての役割があり、試験を受けに来ている人が「本人かどうか」を確認するためにも使われます。ですから、普段や受験当日にメガネをかけて受ける予定の人は、ちゃんとメガネをかけて写しましょう。また、証明写真というのは、顔全体（ひたい・あごの線・耳の様子）がはっきりと写っていることが大切になります。名札や委員バッジ等もわかるように撮影します。ネクタイやリボン、シャツ、名札の向きや止め方等も整えたいものです。

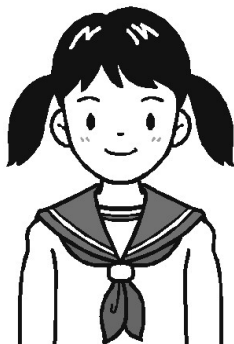
試験が終わってから、どの学校でも合否判定会議が行われます。そのときに「この生徒はどのような生徒だったか」を確認するためにも写真が使われるのです。そのときにだらしない雰囲気や写っている写真を見たら、どのように判断されるでしょうか。…試験を受けているときの印象と願書写真の印象が違っていても違和感があるでしょうね。

進路用写真は希望進路実現への最初の1 歩です。実現への意欲を示す最初のチャンスでもあります。

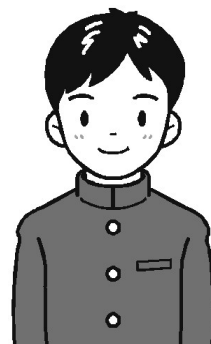
服装や髪型はその人の人柄を表すとも言われています。初対面の人に服装や髪型が与える印象はとても強いです。では進路写真にふさわしい服装・髪型とはどのようなものなのでしょうか。一言で言えば、**中学生らしい簡素で清潔な服装や髪型**が求められます。

…そして、今現在の自分の生活、身だしなみを見直してみましょう。写真撮影や受験日当日だけきちんとしていれば良いのですか？**普段通りの身だしなみ・髪型で、写真撮影や受験日当日をむかえることが大切です。**

君はカメラの前に座ることができるか？ チェック！



- ☐ だらしない印象や、派手な印象を与えていないか
- ☐ アクセサリー類をつけていないか
- ☐ 化粧をしていないか
- ☐ 髪が乱れていないか
- ☐ 前髪で眉毛が隠れていないか
- ☐ 眉毛をいじっていないか
- ☐ ひたいやあごの線など顔の輪郭や耳の様子がわかるか
- ☐ 標準服(制服)が汚れていないか やぶけていないか
- ☐ ボタンがとれていないか
- ☐ 名札・台布・学級シール・委員バッジが正しくついているか
- ☐ 胸ポケットにペンなどをさしたりしていないか
- ☐ 試験のときにメガネをかける人は、メガネをかけているか



第5回進路希望調査の締切は13日(木)です。私立高校1月受験の欄を新設しました。「特別な配慮の希望の有無」は、裏面をよく読み○を忘れずにお願いします！

公立高等学校を受検する生徒・保護者の皆さんへ

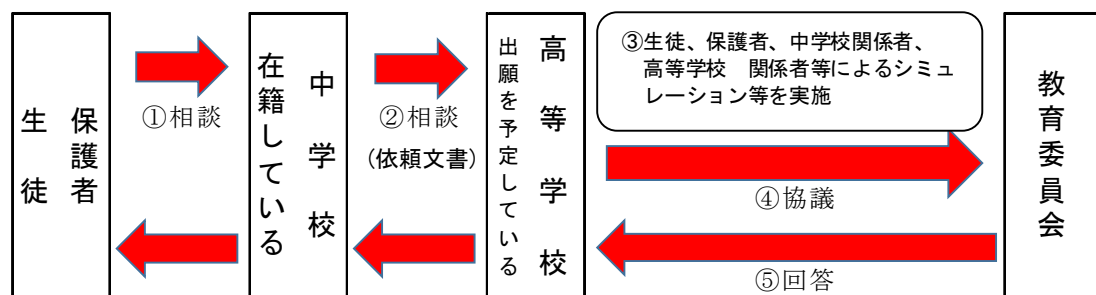
～特別な配慮を必要とする生徒の出願について～

入学者選抜における学力検査や入学後の学校生活等について、生徒や保護者が特別な配慮を希望する場合の対応や流れなどは、次のようになっています。

◎ 出願前に行うこと（流れ）

- ① 生徒・保護者から中学校へ相談
 - ・在籍している中学校の先生に学力検査や面接、入学後の学校生活において必要とする特別な配慮について相談します。
- ② 中学校から高等学校へ相談
 - ・中学校は、生徒・保護者から相談のあった特別な配慮の内容や中学校で配慮している事項をまとめ、生徒が出願しようとしている高等学校に相談し、関係文書を送付します。
- ③ シミュレーション等の実施
 - ・特別な配慮の内容や実施方法が適切であり、実施に当たって支障等が生じないよう、高等学校と中学校が詳細を確認します。
 - ・また、生徒・保護者、中学校及び高等学校の関係者等が一堂に会し、要望の内容について確認したり、シミュレーションを実施したりします。
- ④ 高等学校と教育委員会との協議
 - ・高等学校と教育委員会が特別な配慮について協議し、内容や実施方法等を確定します。
- ⑤ 高等学校から中学校へ、中学校から保護者へ回答
 - ・高等学校から中学校へ、中学校から保護者へ特別な配慮の内容について伝えます。

※ 出願の際、入学願書の「入学者選抜における特別な配慮の希望の有無」の欄の「有」を選択してください。



◎ 学力検査等においてこれまで実施した特別な配慮の例

受検者の状況等	特別な配慮の内容
聴覚に障がいのある場合	・監督者の指示や英語の聞き取りテストが聞き取りやすいような座席の配置 ・補聴器の使用 など
視覚に障がいのある場合	・拡大鏡の使用 ・問題用紙の拡大 など
肢体不自由の場合	・車いすの使用 など

糖尿病の場合	・ 室外での補食 ・ 保健室でのインスリンの注射 など
入院している場合	・ 入院先の病院での受検 など
日本語指導が必要な場合	・ 問題用紙等へのルビ振り など
その他	・ 通常の検査室で受検することが困難な受検者に対する別室での受検 ・ 面接における配慮（聞き方を工夫し、短い言葉で回答できるようにする等） ・ 筆談による応対 ・ 当該生徒及び保護者の要望により特別な配慮が必要と考えられるもの など

◎ 特別な配慮に関するQ & A

Q 1	特別な配慮を要望すると可否に影響を与えますか。
A 1	入学者の選抜は、実施要項で示された資料（個人調査書、学力検査の成績、面接の結果等）を総合的に評価して行いますので、特別な配慮が可否に影響を与えることはありません。
Q 2	特別な配慮について、いつまでに中学校へ相談すればよいですか。
A 2	出願しようとする高等学校が未定の場合であっても、公立高等学校へ出願しようとする場合は、できる限り早く相談してください。可能な限り出願の受付前に協議を終えることができるようにお願いします。
Q 3	出願後に怪我等により特別な配慮が必要となった場合、特別な配慮をしてもらえますか。
A 3	怪我等により通常の受検が困難になった場合、速やかに中学校に相談してください。在籍中学校長が出願先の高等学校長に事情を説明し、当該高等学校長は、教育委員会と特別な配慮について協議します。
Q 4	学力検査当日に急な体調不良等により特別な配慮が必要となった場合、別室受検等の特別な配慮はしてもらえますか。
A 4	学力検査当日の急な体調不良等により通常の受検が困難になった場合、速やかに中学校又は出願先の高等学校に相談してください。状況に応じて特別検査室等で受検することは可能です。また、インフルエンザ等の感染症の罹患者のほか、月経随伴症状等、本人に帰責されない身体・健康上のやむを得ない理由等により本検査を受検できない場合は追検査の対象となりますので、中学校に相談してください。なお、本検査を一部でも受検した者は、原則として追検査の対象となりません。

◎ 相談窓口

○ 次のいずれかに相談してください。
・ 出願先の高等学校 ・ 札幌市教育委員会学校教育課教育課程担当課 電話(011)211-3891 ・ 札幌市教育委員会児童生徒担当部学びの支援担当課 電話(011)211-3821 https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/school/senbatu/index.html